

2011年度 がん治療認定医（歯科口腔外科）  
「がん診療」についての業績 審査基準（論文発表）

	審査基準	具体例		
		可	不可	
論文発表 (1件)	対象疾患	固形がん、血液の悪性腫瘍、肉腫などの <b>悪性新生物 (ICD10 ; C00-C97, D00-D09)</b> ※ただし、臨床歯科口腔外科として認められた診療領域[口唇, 頬粘膜, 上下歯槽, 硬口蓋, 舌前3分の2, 口腔底, 軟口蓋, 顎骨[顎関節を含む], 唾液腺[耳下腺を除く]に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GIST</li> <li>• IPMN</li> <li>• カルチノイド</li> <li>• 胸腺腫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 良性腫瘍（髄膜腫、神経鞘腫など）</li> <li>• 過誤腫</li> <li>• 肉芽腫</li> </ul>
	「がん診療」の発表内容	<b>がん患者を対象とした診療および臨床研究</b> (症例報告を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手術（がん術後の再建、手術機器の開発を含む）</li> <li>• 化学療法</li> <li>• IVR</li> <li>• 診断（検査機器の開発を含む）</li> <li>• 検診に関する臨床研究</li> <li>• がん術後の良性合併症に対する治療に関する臨床研究</li> <li>• 臨床検体を用いて予後などの臨床情報との対比を行っている基礎研究、疫学研究</li> <li>• 放射線治療</li> <li>• 緩和ケア</li> <li>• 内視鏡治療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• がん患者を対象としないがん細胞を使った実験</li> <li>• 動物実験</li> <li>• 臨床検体を用いて予後などの臨床情報との対比を行っていない基礎研究（病期との対比のみは不可）</li> <li>• 疫学研究</li> </ul>
	筆頭・共著	筆頭・共同著者は問わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改姓により異なる名字で発表した場合で、改姓の証明となるもの（新旧の医師免許証のコピー、戸籍抄本のコピーなど）が添付されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改姓により異なる名字で発表した場合で、改姓の証明となるものがない</li> <li>• 実際は共同著者だったが、著者名として記載がない</li> </ul>
	論文の種類	和文・英文は問わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原著論文、総説、症例報告、letter to editor、correspondence</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 座談会、委員会の会議録、研究報告書など</li> </ul>
	対象となる雑誌・書籍	認定医制度規則に定めた「本機構が認める学会」の学会誌、大学雑誌、医師会雑誌 ※ それ以外の商業誌・書籍については申請後に資格審査委員会で審査する ※ 「本機構が認める学会」の一覧はホームページにて確認のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請後の資格審査委員会の審査により、認められた学会誌、雑誌、書籍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請後の資格審査委員会の審査により、認められなかった雑誌、書籍</li> <li>• 院内雑誌、パンフレット、小冊子</li> </ul>
	発行時期	2007年1月1日から審査申請時までの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実際に発行されているもの</li> <li>• <u>in press</u> あるいは <u>accept</u> のものは、論文掲載を許諾する通知書のコピーと論文原稿（全文）を提出できる場合に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>in press</u> あるいは <u>accept</u> となっているが、論文掲載を許諾する通知書のコピーと論文原稿（全文）の提出がない場合は不可</li> </ul>
	業績の証明となる書類	①掲載誌名 ②発表年月 ③題名 ④著者名・著者の位置 ⑤抄録	左記①～⑤の証明方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 掲載誌などの印刷物のコピー</li> <li>• 掲載誌の別刷</li> <li>• 医中誌・PubMedなどの文献検索画面の印刷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左記①～⑤の証明となるコピー（あるいは印刷）が全てそろっていない場合</li> <li>• 実際に発行されているもので、自作の抄録等を提出した場合</li> </ul>